

令和4年度第2回多良木町議会(9月定例会議)

招集年月日	令和4年9月6日					
招集の場所	多良木町議会議場					
議会日時及び 開閉宣告	開	議	令和4年9月6日		午前10時00分	
	散	会	令和4年9月6日		午後2時34分	
応招（不応招） 議員及び出席 欠席議員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招	議席番号	出欠	氏名	議席番号	出欠	氏名
	1	○	高橋 裕子	7	○	源嶋 たまみ
	2	○	中村 正徳	8	○	豊永 好人
	3	○	林田 俊策	9	○	久保田 武治
	4	○	坂口 幸法	10	○	宇佐 信行
	5	○	村山 昇	11	○	猪原 清
	6	○	魚住 憲一	12	○	落合 健治
会議録署名議員	6番	魚住 憲一		9番	久保田 武治	
職務のため出席した者の職氏名	事務局 長	浅川 英司		議事参事	山本 美和	
説明のため出席 した者の職氏名	職名	氏名		職名	氏名	
	町長	吉瀬 浩一郎		生涯学習課長	黒木 庄一郎	
	副町長	塚本 健		生涯学習課		
	教育長	佐藤 邦壽		住民ほけん課長	岡本 雅博	
	会計管理者	木下 孝二		住民ほけん課		
	総務課長	仲川 広人		福祉課長	新堀 英治	
	総務課	金子 めぐみ		福祉課	大石 尚美	
	企画観光課長	林田 浩之		建設課長	林田 裕一	
	企画観光課			建設課		
	危機管理防災課長	椎 葉 純		農林整備課長	水田 寛明	
	危機管理防災課			農林整備課		
	税務課長	東 健一郎		産業振興課長	小林 昭洋	
	農委事務局長	小田 章一		産業振興課	竹下 政孝	

会 議 に 付 し た 事 件

報告第10号	令和4年度多良木町一般会計補正予算（第2号）
報告第11号	令和3年度財政健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の報告について
議案第9号	令和4年度多良木中学校グラウンド整備工事請負契約の締結について
議案第10号	川辺川地区水利施設管理強化事業に関する事務の委託について
議案第11号	多良木町人権擁護に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第12号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第13号	令和4年度多良木町一般会計補正予算（第3号）
議案第14号	令和4年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
議案第15号	令和4年度多良木町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
議案第16号	令和4年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第17号	令和4年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第18号	令和3年度多良木町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
議案第19号	令和3年度多良木町一般会計歳入歳出決算の認定について
議案第20号	令和3年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について
議案第21号	令和3年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算の認定について
議案第22号	令和3年度久米財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第23号	令和3年度多良木町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第24号	令和3年度多良木町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第25号	令和3年度多良木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

開議の宣告

(午前 10 時 00 分開議)

○議長（高橋裕子さん） ただいまの出席議員は 12 名です。全員出席ですので、会議は成立いたしております。

ただいまから、令和 4 年度第 2 回多良木町議会（9 月定例会議）を開きます。

これから、本日の会議を開きます。

議会運営委員長の報告を求めます。

5 番村山昇さん。

○5 番（村山昇君） おはようございます。議会運営委員長の報告をいたします。

令和 4 年 8 月 31 日及び本日 9 月 6 日、委員会室におきまして議会運営委員会を開催し、付議事件について執行部の説明を求め、令和 4 年度第 2 回多良木町議会（9 月定例会議）の会期、議事日程及び議会運営に関する事項並びに議長の諮問に関する事項等について審議をいたしました。

会議日程については、本日 9 月 6 日から 9 月 13 日までとし、議事日程につきましては、会議日程及び議事日程表のとおりといたします。

本日は、日程第 3、報告第 10 号及び日程第 4、報告第 11 号について報告を受けたあと、日程第 5、議案第 9 号について、審議・採決をお願いいたします。

日程第 6、議案第 10 号から日程第 21、議案第 25 号につきましては、本日説明のみとし、9 月 12 日に審議・採決をお願いいたします。

9 月 12 日及び 13 日は、一般質問を行います。今回、5 名の方より通告がっております。配付データのと通りの順番で行います。

請願・陳情につきましては、今回、2 件の提出がございましたが、全て議長預かりといたしました。

9 月 13 日、議会最終日の日程第 2、同意第 1 号の人事案件につきましては、投票による表決といたします。

本定例会議の運営につきましても、新型コロナウイルス感染予防の観点から、議場への出席者のマスク着用を議長が許可しております。発言する際もマスク着用のままお願いいたします。傍聴者の方へもマスクの着用をお願いするとともに、一定の間隔をとっての着席をお願いし、十分な換気と執行部説明員以外の職員の出席を必要最小限といたしております。

また、本定例会議においても、報告及び議案説明並びにそれらに対する質疑への答弁に関する執行部対応につきましては、スムーズな議事運営の観点から、議員同様、自席で対応することとしております。

以上、慎重審議いたしましたので報告いたします。

なお、詳細について不明な点は、私か事務局長にお尋ねください。

以上で報告を終わります。

○議長（高橋裕子さん） それでは、会議日程及び議事日程につきましては、ただいま議会運営委員長の報告のとおりとし、多良木町議会会議規則第 20 条の規定によって、配付しておきました日程表のとおり議事を進めてまいります。

日程第 1 「会議録署名議員の指名について」

○議長（高橋裕子さん） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。多良木町議会会議規則第 126 条の規定により、6 番魚住憲一さん、9 番久保田武治さんの両名を指名いたします。

日程第2 「諸般の報告及び行政報告」

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第2、諸般の報告及び行政報告を行います。

議長としての報告事項は、配付しております報告書のとおりでございます。詳細については、後でお尋ねになれば説明をいたします。

私からの報告は以上で終わります。

なお、配付しておりますとおり、多良木町監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和3年度の5月分、令和4年度5月分、6月分、7月分の例月出納検査の結果報告書及び地方自治法第199条第9項の規定により、令和3年度財政援助団体等の監査結果報告書が議会に提出されておりますので、報告いたします。

次に、一部事務組合等の報告をお願いいたします。

公立多良木病院企業団、3番林田俊策さん。

○3番（林田俊策君） それではただいまから、球磨郡公立多良木病院企業団議会臨時議会及び定例会の報告をさせていただきます。

皆様方のお手元のタブレットに、議会資料で4ページにわたり報告書を添付しておりますけども、ここではかいつまんでご報告申し上げます。

まず臨時議会は、高森企業長就任に伴い所信表明及び専決処分に関する承認第1号と承認第2号、議案は第8号・9号を慎重に審議しました結果、全議案いずれも原案どおり可決をいたしました。

承認第1号は、熊本県市町村総合事務組合規約の一部の変更を構成団体の交通災害事務からの脱退に伴うものであり、また承認第2号は、企業団会計補正予算で、器械備品購入で239万円の増額の補正を専決の処分であります。

議案第8号は、熊本県市町村総合事務組合の一部変更で、構成団体の名称の変更であります。

議案9号は、企業団会計の補正予算で、器械備品購入のための693万円の増額の補正を可決いたしました。

続きまして定例会においては、一般質問が2件、補正予算が1件、決算認定が5件を慎重に審議しました結果、これもまた全議案いずれも原案どおり可決をいたしました。

一般質問に関しましては、本町の久保田議員、それからあさぎりの小見田議員が、コロナ対応の現況や企業長の所信表明等に関しまして質問が行われました。

議案第10号は、令和4年度球磨郡公立多良木病院企業団病院事業、介護老人保健施設事業及び総合健診センター事業会計補正予算で、手術室の空調設備更新工事の費用に係るもので、総額5,000万円の増額補正を可決いたしました。

認定第1号は、いわゆる病院の先ほどの3事業の会計の利益の処分及び決算の認定で、3事業の合計で9億2,325万1,489円の純利益となっております。

認定第2号は、上球磨地域包括支援センター特別会計で131万1,930円の、また認定第3号の病児病後児保育特別会計決算の認定は246万6,102円をそれぞれ翌年度へ繰り越すものであります。

次に認定第4号は、水上村立古屋敷診療所特別会計で決算認定で352万6,371円を、また認定第5号では、槻木診療所特別会計で479万4,334円を、これもまたそれぞれ翌年度に繰り越すもので、全ての令和3年度分の決算認定は、全議案いずれも原案どおり可決したところでございます。

以上で球磨郡公立多良木病院企業団の報告を終わりますが、詳しいことは、病院議員の方にお尋ねになればと思います。よろしく申し上げます。

以上で報告を終わります。

○議長（高橋裕子さん） 次に、人吉球磨広域行政組合、6番魚住憲一さん。

○6番（魚住憲一君） おはようございます。人吉球磨広域行政組合定例会の報告を行います。令和4年第3回人吉球磨広域行政定例会は、令和4年8月26日午前10時から開催されました。

日程第1、会議録署名議員の指名がされました。

日程第2、会期の決定では、本日8月26日1日限りと決定されました。

日程第3、行政報告がありました。

日程第4、議案第13号及び日程第5、議案14号については、執行部の補足説明を受けた後、質疑・採決を行い、原案のとおり可決されました。

日程第6、認定第1号では、追加日程第1、令和3年度特別会計委員会に付託されました。

以上、令和4年第3回人吉球磨広域行政定例会の報告を行います。何かお尋ねされたいことがあれば、行政組合の議員の方へお願いしたいと思います。以上で終わります。

○議長（高橋裕子さん） 次に、上球磨消防組合、11番猪原清さん。

○11番（猪原清君） おはようございます。令和4年第1回上球磨消防組合議会臨時会の議事報告をいたします。

令和4年7月7日木曜日、会期は7月7日の1日に決定しております。

日程第3、議案第7号、熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について、これは先ほど公立病院組合の報告にもあったとおり、構成団体の名称変更です。全会一致で原案のとおり可決しております。

日程第4、令和4年度上球磨消防組合一般会計補正予算（第1号）で歳入歳出それぞれ49万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億5,149万3,000円とするものであります。補正額の49万3,000円の財源は、消防指令共同整備支援事業交付金とするというものであります。本議案は、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

以上で上球磨消防組合臨時会の議事を報告終わります。詳細につきましては、宇佐議員か私の方に問い合わせてください。以上です。

○議長（高橋裕子さん） これで諸般の報告を終わります。

次に、町長及び教育長から行政報告の申し出がっておりますが、配付しております報告書のとおりということでございます。詳細については、後でお尋ねになれば説明をいたしますということでございます。これで行政報告を終わります。

それではここで、町長の提案理由の説明を求めます

。町長吉瀬浩一郎さん。

○町長（吉瀬 浩一郎君） おはようございます。それでは、令和4年度第2回多良木町議会（9月定例会議）の提案理由をご説明いたします。

今回、審議をお願いいたします案件は、まず報告といたしまして、地方自治法第180条及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条の規定に基づき専決処分を行いました。まず、令和4年度一般会計補正予算の専決処分のご報告と、令和3年度財政健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の報告の2件でございます。

次に、条例等の議案といたしまして、多良木中学校グラウンド整備工事請負契約の締結が1件、川辺川地区水利施設管理強化事業に関する事業の委託が1件、多良木町人権擁護に関する条例の一部改正ほか条例の一部改正が2件でございます。

それから令和4年度の補正予算といたしまして、一般会計、特別会計合わせまして5件、令和3年度の決算認定が一般会計、特別会計合わせまして8件でございます。

人事案件といたしまして、任期満了に伴います教育委員会委員の任命が1件、以上、全部で20件の案件でございます。

詳細につきましては、担当課長の方からご説明いたしますので、全議案ともご可決いただ

きますようお願いいたしまして、私からの提案理由の説明とさせていただきます。
どうぞよろしくお願いいたします。

日程第3 「報告第10号」 令和4年度多良木町一般会計補正予算（第2号）

○議長（高橋裕子さん） 町長の提案理由の説明が終わりました。

それでは、日程第3、報告第10号、令和4年度多良木町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

報告を求めます。仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） 報告第10号、専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条の規定により専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

次のページに専決処分書の写しを付けております。専決処分第1号、1、専決処分した事件、令和4年度多良木町一般会計補正予算（第2号）でございます。2、専決処分の理由、新型コロナウイルス感染症対策に予算措置の必要があるため、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第5号の規定により専決処分したものでございます。令和4年8月3日に専決処分を行っております。

ここから先は議案説明資料の方で予算書の説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

主な内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業等の感染症対策関係予算の追加でございます。

まず第2表の継続費の補正で変更を行っております。款3、民生費、項1、社会福祉費、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費でございます。補正後の総額が1億3,638万5,000円で、103万7,000円を増額いたしております。年割額の令和4年度の方が、補正後の方が1,114万8,000円で、同額を増額しているところでございます。

次に事項別明細書の主なものを説明いたします。まず歳入でございますが、款14、項2、目1、節1、総務費補助金で8,810万4,000円を追加いたしております。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

款14、項2、目2、節2、児童福祉費補助金で273万8,000円です。説明欄のとおり、新型コロナウイルス感染症対策支援関係補助金を追加いたしております。

款14、項2、目2、節3、社会福祉費補助金で103万7,000円を追加いたしております。こちらは住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事務費補助金でございます。

款15、項2、目2、節3、児童福祉費県補助金で163万8,000円です。説明欄のとおり、国庫補助金と同様の県費分を追加いたしております。

款19、項1、目1、節1、繰越金で3,069万5,000円。今回の補正の一般財源として追加をいたしております。

続きまして歳出でございます。款2、項1、目20、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費で1億2,497万5,000円です。下の方に表にしておりますが、表の中の事業を各節、説明欄に追加をいたしております。

次のページでございます。次のページも表の下の方が追加しております。

款3、項1、目10、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費で節12、委託料で103万7,000円。電算システム改修委託料を追加いたしております。

款3、項2、目1、児童福祉総務費、節18、負担金補助及び交付金で180万円の減額です。補助金で、結婚新生活支援事業補助を新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費へ組み替えるためでございます。

末尾に添付の調書といたしまして、給与費明細書と継続費調書を添付いたしております。
以上で報告を終わります。

○議長（高橋裕子さん） 報告が終わりました。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。
9番久保田さん。

○9番（久保田 武治君） まず1点だけちょっと伺いたいんですが、15ページになります。
款の2、総務費、項の1、総務管理費、節18の負担金補助及び交付金、目が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費の節18、その中で子育て世帯物価高騰対策等支援交付金1,750万円が計上されておりますが、この交付金事業の内容と対象世帯数及び交付者数、それとあといつ頃までにこれ交付されるのか、その点について伺いをしたいと思っております。

○議長（高橋裕子さん） 新堀福祉課長。

○福祉課長（新堀英治君） おはようございます。それでは、お答えいたします。

今回の子育て世帯物価高騰対策支援交付金でございますが、こちらは、子育て世帯への給付金として支給を考えております。対象は高校生相当年齢18歳までの子どもさんに対して、1人当たりの給付金を交付するものでございます。

給付の額でございますが、児童手当対象世帯の児童1人当たり5,000円。この支給対象見込みの人数ですけれども、子育て世帯への臨時特別給付金として昨年10万円を給付しましたが、そのデータを参考として、支給見込みを、人数を算出しております。支給対象見込みは1,100となっております。

支給の方法でございますが、子育て世帯臨時特別給付金のデータがございますので、こちらにつきましては、申請なしのプッシュ方式で進めさせていただきたいと思っております。

ただし、データがない場合にはですね、申請の方法で支給を考えております。

高校生相当年齢世帯の子どもさんに対しての給付金でございますが、こちらは1人当たり4万円を考えております。この算定、4万円の算定の方法ですけれども、児童手当相当月額1万円としまして、年額12万円となりますので、その3分の1を支給するということで4万円を計上しております。支給対象見込みは300人で、こちらにつきましては申請方式での支給を考えております。

また支給の時期ですけれども、こちらの方がシステムの改修が必要となっておりますので、そのシステムの改修次第で支給になると思っておりますけれども、大体12月の支給を予定しております。

○議長（高橋裕子さん） ほかに質疑はありませんか。
2番中村さん。

○2番（中村正徳君） はい、ただいま説明をいただきました説明資料の中で伺いたいと思っておりますけれども、今回の新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金事業の中の歳出の方ですね、今回、酪農飼料高騰特別対策事業費、それから家畜飼料高騰特別対策事業費ということであげておられますけれども、この家畜飼料の高騰特別対策事業費の中には、養鶏場の方々も入るのでしょうか、伺いたいと思っております。

○議長（高橋裕子さん） 小林産業振興課長。

○産業振興課長（小林昭洋君） お答えいたします。養鶏も含まれております。

○議長（高橋裕子さん） ほかに質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） これで質疑を終わります。

これで、報告第10号、令和4年度多良木町一般会計補正予算（第2号）の報告を終わります。

日程第4 「報告第11号」 令和3年度財政健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の報告について

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第4、報告第11号、令和3年度財政健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） 報告第11号、令和3年度財政健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率を監査委員の審査に付したので、別紙意見書を付けて次のとおり報告するものでございます。

下の方に表を付けておりますが、議案説明資料の方で説明いたしますので、よろしく願いいたします。

議案説明資料の3ページでございます。まず健全化判断比率でございますが、比率につきましては実質赤字比率、連結赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4種類でございます。

早期健全化基準、財政再生基準につきましては、それぞれ政令で定められました数値以上になりますと、財政健全化計画や財政再生計画の義務づけ、また起債の制限措置などがとられることとなっております。

多良木町の令和3年度の比率につきましては、実質赤字比率、それから連結赤字比率につきましては該当はありません。

実質公債費比率が7.8%、令和2年度と比較しまして、マイナス0.2ポイントの減となっております。将来負担比率が3.3%で、令和2年度と比較いたしまして28.0ポイントの減となっております。いずれも基準以下の比率となっております。令和3年度につきましては、普通交付税の臨時財政対策債振替再算定による影響が大きいところでございます。

次に資金不足比率でございますが、上水道事業会計、下水道事業特別会計ともに資金不足はありませんので、資金不足比率は該当しないところでございます。

この報告におきましては、財政的には健全な状態であるということでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（高橋裕子さん） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これで報告第11号、令和3年度財政健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の報告についての報告を終わります。

日程第5 「議案第9号」 令和4年度多良木中学校グラウンド整備工事請負契約の締結について

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第5、議案第9号、令和4年度多良木中学校グラウンド整備工事請負契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。黒木生涯学習課長。

○生涯学習課長（黒木庄一郎君） 議案第9号、令和4年度多良木中学校グラウンド整備工事請負契約の締結についてご説明を申し上げます。

令和4年度多良木中学校グラウンド整備工事について、下記のとおり請負契約を締結するものとするものでございます。

1、契約の目的、令和4年度多良木中学校グラウンド整備工事、2、契約の方法、指名競争入札、3、契約の総額、9,405万円、うち取引に係る消費税額855万円、4、契約の相手方、熊本県球磨郡多良木町大字多良木144番地1、味岡建設株式会社 代表取締役 味岡俊彦、5、支出科目、款、教育費、項、中学校費、目、中学校校舎改築事業費、節、工事請負費でございます。

提案理由につきましては、本契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

次のページに開札調書を付けています。

1、開札日時、令和4年8月30日午前9時26分、2、工事番号、4建工第7号、3、工事場所、熊本県球磨郡多良木町大字多良木字中原田地内、4、工事名、令和4年度多良木中学校グラウンド整備工事でございます。

なお、開札結果につきましては、下表のとおりでございます。

業者名一行目の、味岡建設株式会社様が第1回入札におきまして8,550万円で落札でございます。

工期につきましては、本契約成立日の翌日から令和5年3月の10日まででございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

2番中村さん。

○2番（中村正徳君） ただいま説明を受けましたけども、工期についてですね、本日の議案成立後から令和5年の3月10日まで、3月10日までですかね、そうですね、になっておりますけども、昨今の材料高騰等とかですね、工期の遅れ等々がよく耳にするわけですけども、この工期内で、まあ6月開校を目指して今、工事にかかっておられるわけですけども、この工期内で終わるっていう考えでよろしいんでしょうか。

○議長（高橋裕子さん） 林田建設課長。

○建設課長（林田裕一君） はい、今のご質問につきましては、一応、3月10日をめどに終わるといことで今、鋭意準備等を進める所存でございます。

○議長（高橋裕子さん） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号、令和4年度多良木中学校グラウンド整備工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

これから上程します日程第6、議案第10号から日程第21、議案第25号までの議案については、本日は説明のみを行っていただき、7日目の9月12日に審議・採決をお願いしたいと思います。

また、ここから先のタブレット操作は、シェアモードでお願いいたします。

日程第6 「議案第10号」 川辺川地区水利施設管理強化事業に関する事務の委託について

○議長（高橋裕子さん） それでは、日程第6、議案第10号、川辺川地区水利施設管理強化事業に関する事務の委託について説明を求めます。

水田農林整備課長。

○農林整備課長（水田寛明君） おはようございます。議案第10号についてご説明いたします。

川辺川地区水利施設管理強化事業に関する事務の委託について、地方自治法第252条の14第1項の規定により、川辺川地区水利施設管理強化事業に関する事務を錦町に委託することについて、次のように規約を定め、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

詳しい内容につきましては、議会説明資料の方で説明をさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

主な内容といたしましては、国営川辺川土地改良事業が令和4年度で完了予定であり、事業により建設された水利施設等の維持管理を実施するため水利施設管理強化事業に取り組むものでございます。

関係市町村が6市町村あるため、代表を川辺川総合土地改良区事務所がある錦町とし、他の5市町村が事務の一部を地方自治法第252条の14第1項の規定により錦町に委託することとなっております。

そのため規約を定めまして、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決が必要になったものでございます。

これにつきましては、川辺川地区水利施設管理強化事業を実施する6市町村は、各市町村の規約を9月定例議会に同時に上程する予定となっております。

川辺川地区水利施設管理強化事業に関する事務の委託に関する規約の内容についてご説明をいたします。

第1条、関係6市町村で行う水利施設管理強化事業に関する事務の一部を錦町に委託することを定めております。

第2条におきましては、委託事務の範囲を定めておきまして、1号で国、県への補助金関係事務、川辺川総合土地改良区に關係する事務。第2号におきまして、委託事務に関する必要な事務の方を範囲として定めております。

第3条におきましては、委託事務の管理及び執行の方法としまして、錦町の条例、規則等に定めるものとするを定めております。

第4条におきましては、経費の負担は、国、県補助金以外は関係市町村で負担することを定めております。第2項におきまして委託費の額及び納付方法について定めております。

第5条につきましては、予算の繰越について定めております。

第6条につきましては、その他必要な事項は関係市町村長により協議決定するものということで定めをしております。

附則といたしまして、この規約は令和4年10月1日から施行するものとなっております。以上で説明終わります。よろしくお願ひします。

日程第7 「議案第11号」 多良木町人権擁護に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第7、議案第11号、多良木町人権擁護に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて説明を求めます。

岡本住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（岡本雅博君） それでは、議案第 11 号をお開きいただきしたいと思います。

多良木町人権擁護に関する条例の一部を改正する条例を定めることについてということで、多良木町人権擁護に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めることとするものでございます。

説明につきましては、議案説明資料を用いて説明いたしますので、そちらをお開きください。

議案第 11 号につきましてご説明を申し上げます。

主な内容といいますか、改正を必要とする理由についてでございます。人権に擁する課題につきましては数多く存在するわけでございますが、特に部落差別につきましては、該当する地区のあるなしに関わらず発生をしている状況でございます。

その解消の推進を図るためには、全ての町民の人権意識の高揚が必要でございまして、また同和問題を許さないという町の姿勢を示す必要があることから、既存の条例の一部を改正するというものでございます。

一部改正の内容につきまして 3 点あげております。まず 1 点目でございますが、第 1 条の目的に、部落差別をはじめ、障害、性別等による差別など、あらゆる差別をなくすというような内容の文言を追加をしております。

2 点目ですが、第 4 条につきましては、項を追加をいたしまして、町は、国が行う実態調査等へ協力するということを規定しております。

最後に 3 点目ですが、第 4 条の次に 1 条を追加いたしまして、町は、相談体制の充実を図るということを規定をしております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

日程第 8 「議案第 12 号」 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する 条例を定めることについて

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 8、議案第 12 号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて説明を求めます。

仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） 議案第 12 号についてご説明申し上げます。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めることとするものでございます。

議案説明資料の方で説明いたしますので、そちらをお願いします。

主な内容でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正、人事院規則及び人事院運用通知の改正内容等に基づく、令和 4 年 10 月 1 日施行の非常勤職員の育児休業の取得要件のさらなる緩和、これら育児休業の取得回数制限の緩和、育児参加のための休暇の対象期間の拡大等の改正でございます。

新旧対照表を付けているところなのですが、新旧対照表の改正の条ごとの説明はなかなかちょっと困難でございまして、今回の改正が複数の条でいろんな緩和策をしているということで、緩和の内容にまとめておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

この説明の中で非常勤職員とありますのは、本町におきましては会計年度任用職員ということで理解をいただければと思っております。

まず (1) 番で子の育児休業対象期間ですが、こちらは常勤職員、非常勤職員が該当するところでございます。条例の第 3 条の 2 の改正でございます。57 日間と定めまして、育児休業法第 2 条第 1 項第 1 号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間という

ことになっております。

次に(2)番で非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和、こちらは非常勤職員該当でございます。条例第2条第3号ア(ア)の改正でございます。非常勤職員の子の出生後57日間以内の育児休業を取得する場合の要件を緩和ということで、これまで1歳6箇月に達する日までに引き続き採用されとなっていたものが、子の出生の日から57日間の末日から6箇月を経過する日までに引き続き採用されということに緩和されるものでございます。次に

(3)番でございますが、非常勤職員の育児休業の取得の柔軟化、非常勤職員該当でございます。条例第2条第3号イ、第2条の3第3号、第2条の4の改正でございます。子の1歳到達日以降、1歳から1歳6箇月、1歳6箇月から2歳における非常勤職員の育児休業に関して、夫婦交替での取得を各期間1回可能にするよう改正するものでございます。米印になりますが、法改正によりまして、非常勤職員の育児休業が1歳まで出生から57日間2回は、取得回数が2回まで緩和されましたが、1歳以降の育児休業の取得回数は従来と同様に1回までとなっているところでございます。

(4)番で育児休業の取得回数制限の緩和。まずアで、再度の育児休業取得に係る育児休業等計画書の申出。常勤職員該当になりますが、条例第3条第5号の改正になります。育児休業の取得が原則2回まで可能になったことから、育児休業等計画書の申出は不要となり条文を削除するものでございます。次にイでございます。再度の育児休業取得に係る任期付職員の任期の更新等の取扱いで、こちらは任期付職員が該当するものです。第3条第7号の改正でございます。引き続いての採用又は更新による再度の育児休業について、非常勤職員と同様に任期付職員も含めて取り扱うよう改正をするものでございます。

附則といたしまして施行日は令和4年10月1日でございます。

経過措置といたしまして、施行日前に育児休業等計画書を提出した職員に対する改正前の第3条第5号及び第10条第6号の規定の適用につきましては、従前の例によるものとしているところでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

日程第9 「議案第13号」 令和4年度多良木町一般会計補正予算(第3号)

○議長(高橋裕子さん) 次に、日程第9、議案第13号、令和4年度多良木町一般会計補正予算(第3号)について説明を求めます。

仲川総務課長。

○総務課長(仲川広人君) 議案第13号、令和4年度多良木町の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正で第1条でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,102万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億4,383万4,000円とするものでございます。

第2条で地方債の補正を規定いたしております。

ここから先は議案説明資料の方で説明いたしますので、そちらをお願いいたします。

今回の補正の主な内容でございますが、新型コロナウイルスワクチン接種関係経費、農業振興関係補助金の追加、その他年度経過中の不足額等の補正でございます。

まず第2表で地方債の補正の変更でございます。起債の目的の1、臨時財政対策債で、限度額の補正後を3,930万7,000円とするものでございます。849万1,000円の減額でございますが、内容といたしましては、発行可能額の算定結果によるものでございます。次に3、辺地対策事業債、限度額の補正後が270万円で、130万円の減額でございます。4の緊急防災・減災事業債が、限度額の補正後が900万円、130万円の追加でございますが、この二つ

に関しましては、県内での発行額調整による組替えでございます。消防ポンプに充当しているものでございます。

次に事項別の明細書の主なものを説明いたします。まず歳入でございます。款 9、項 1、目 1、節 1、地方特例交付金で 149 万 9,000 円の減額でございます。交付決定による減額です。款 12、項 2、目 1、節 3、障害者福祉費負担金で 100 万 7,000 円。地域活動支援センター事業費負担金で、現在の利用者数に応じて計上をするものでございます。

款 14、項 1、目 2、節 2、保健衛生費負担金で 979 万 2,000 円。款 14、項 2、目 3、節 1、保健衛生費補助金で 685 万 6,000 円。新型コロナウイルスワクチン接種関係経費の負担金、それから補助金を年度末までの見込額を追加するものでございます。

款 15、項 2、目 1、節 6、熊本県新型コロナウイルス感染症対応総合交付金で 1,010 万 8,000 円です。国の臨時交付金事業実施計画の対象事業分に係る交付限度額を追加するものでございます。

款 15、項 2、目 4、節 4、農業費県補助金、葉たばこ作付転換円滑化緊急対策事業費県補助金で 80 万 4,000 円の減でございます。内示額が要望額の 3 割程度となりまして、事業実施が困難であるために、事業の取下げを行ったものでございます。新規就農者育成総合対策事業費県交付金で 1,562 万 3,000 円でございます。国 2 分の 1、県 4 分の 1 で、2 経営体分でございます。くまもと土地利用型農業競争力強化支援事業費県補助金で 304 万円、地域営農組織育成支援で機械導入の補助でございまして、県 2 分の 1 以内でございます。

款 15、項 2、目 4、節 2、地籍調査事業費県補助金で 319 万 6,000 円です。県からの配分予定による追加をするものでございます。

款 18、項 2、目 1、節 1、介護保険特別会計繰入金で 915 万 8,000 円です。令和 3 年度決算に伴います精算分でございます。

款 19、項 1、目 1、節 1、繰越金で 515 万円です。今回補正の一般財源として追加をするものでございます。

款 20、項 4、目 4、節 1、雑入、人吉球磨観光地域づくり協議会負担金過年度分返納金で 109 万 6,000 円で、令和 3 年度分でございます。多良木学園指定管理者委託料過年度分返還金で 334 万 9,000 円です。こちらも令和 3 年度分でございます。

款 21、項 1、目 1、節 1、臨時財政対策債で 849 万 1,000 円の減でございます。算定結果によります減額です。

次に歳出でございます。歳出中で人件費の共済費につきまして補正をしておりますが、共済制度の改正によりまして、会計年度任用職員分が短期組合員となりますので、その組替えを行っているところでございます。

まず款 2、項 1、目 1、一般管理費、節 2、給料で 138 万 4,000 円の減でございます。年度途中の人事異動による減額でございます。

款 3、項 1、目 1、社会福祉総務費、節 2、給料で 189 万 2,000 円、節 3、職員手当等で 108 万円ですが、年度途中の人事異動による追加でございます。

款 4、項 1、目 9、新型コロナウイルスワクチン接種事業費で 1,664 万 8,000 円でございます。各節、説明欄のとおり年度末までの経費を追加するものでございます。

款 6、項 1、目 3、農業振興費、節 18、負担金補助及び交付金で補助金でございます。広域農業法人組織経営強化支援補助で 210 万円の減です。農事組合法人たらぎ大地の直近の単年度決算が大幅な黒字のため、補助を取りやめるものでございます。葉たばこ作付転換円滑化緊急対策事業補助で 300 万円です。県補助事業から町単独事業へ転換するもので、農地集積や農業経営の効率化を目指す廃作農家を支援するものでございます。くまもと土地利用型農業競争力強化支援事業補助で 304 万円です。機械導入のトンネル補助で、多良木のびるの分でございます。土地利用型農業競争力強化支援事業補助で 118 万 3,000 円です。町単独の

機械導入補助で補助率は2分の1以内でございます。たらぎ大地の分でございます。

次に交付金でございます。新規就農者育成総合対策事業交付金1,562万3,000円でございます。認定新規就農者の機械、施設、家畜導入等に係る費用を支援するもので、トンネル補助でございます。

款6、項1、目9、地籍調査事業費で265万円です。補助金追加に伴います補正で、各節、説明欄のとおり増減するものでございます。

款6、項1、目10、農地費、節10の需用費で306万7,000円です。修繕料でございます。平岩地区、宮ヶ野地区の水路修繕を追加するものでございます。

款6、項2、目1、林業総務費で453万4,000円の減でございます。年度途中の人事異動による減額でございます。

款8、項2、目5、道路新設改良費、節16、公有財産購入費で104万3,000円です。用地買収費でございますが、中学校校舎改築事業に伴います通学路の整備、歩道設置による追加でございます。

款10、項5、目2、体育施設費、節10、需用費で125万1,000円です。修繕料でございます。武道館の雨漏り修繕でございます。

末尾に調書を付けておりまして、給与費明細書と地方債の現在高調書でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 暫時休憩いたします。

（午前11時00分休憩）

（午前11時10分開議）

日程第10 「議案第14号」 令和4年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定） 補正予算（第1号）

○議長（高橋裕子さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第10、議案第14号、令和4年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）について説明を求めます。

岡本住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（岡本雅博君） それでは、議案第14号をお開きいただきたいと思います。

令和4年度多良木町の国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正といたしまして第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ115万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億1,082万円とするものでございます。

この内容につきましては、議案説明資料を用いて説明をさせていただきます。

議案第14号についてでございます。主な内容でございますが、まず歳入におきまして、国民健康保険税の本算定に伴う減額でございます。

それから歳出でございますが、超過勤務手当の増額、それから国民健康保険システム改修費用の分の増額ということでございます。

事項別明細書の主なものといたしまして、まず歳入でございますが、款の1、項の1、目の1、一般被保険者国民健康保険税602万7,000円の減額でございます。これにつきましては、本算定に伴う保険税収納見込みによる減額ということでございまして、本算定時におきまして1,442世帯、2,341人が対象となるものでございます。

次に款の6、項の1、目の1、その他繰越金で717万4,000円の増額でございます。歳入減に伴う財源充当のための繰越金を予算化するものでございます。

次に歳出でございます。款の 1、項の 1、目の 1、一般管理費 114 万 6,000 円の増額でございます。内訳といたしまして節の 3、職員手当でございますが、超過勤務手当につきまして、年度末までの見込み分を計算いたしまして、その不足分を今回増額するものでございます。98 万 1,000 円でございます。

節の 12、委託料でございますが、未就学児に係る国民健康保険税均等割軽減措置導入に伴う、国民健康保険システム改修費用分を増額するものでございます。16 万 5,000 円の増額でございます。

最後に、末尾に給与費明細書を添付しております。

どうぞよろしくお願いいたします。

日程第 11 「議案第 15 号」 令和 4 年度多良木町下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 11、議案第 15 号、令和 4 年度多良木町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について説明を求めます。

林田建設課長。

○建設課長（林田裕一君） それでは、議案第 15 号、令和 4 年度多良木町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。

令和 4 年度多良木町の下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正としまして第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 355 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 666 万 7,000 円とするものでございます。

内容につきましては議案説明資料の方でご説明させていただきます。

それでは、内容についてご説明申し上げます。今回の補正につきまして主な内容としましては、歳入につきましては、歳出予算の補正を行っており、増額補正を行っておりますので、その財源として繰越金を予算化したものでございます。

歳出の補正につきましては、令和 3 年度汚水処理費負担金の確定に伴いまして、追加の費用負担が発生しておりますので、その部分を補正しております。

また、令和 3 年度公営企業適用債借入金としまして、令和 2 年度より取り組んでおります下水道事業の公営企業法適化へ向けての取り組み組のために、令和 3 年度においても起債を借入れを行っております。この借入れが、令和 4 年度から償還が始まりますので、その部分の償還元金を追加補正しております。

事項別明細の主なものとしましては、款 5、項 1、目 1、繰越金、節 1、繰越金で 355 万 8,000 円を増額するものです。歳出予算の財源として、令和 3 年度からの繰越金を予算化するものでございます。

次に歳出でございます。款 2、項 2、目 1、公共下水道維持管理費、節 18、負担金補助及び交付金で 332 万 4,000 円の増額を行うものです。令和 3 年度汚水処理費負担金の確定に伴います追加負担分となっております。

次に款 3、項 1、目 1、元金、節 22、償還金利息及び割引料としまして 23 万 4,000 円でございます。令和 3 年度に借入れました公営企業適用債の令和 4 年度中における元金償還分を増額補正するものです。

末尾に地方債に係る調書を添付しておりますので、後でご参照ください。

以上で説明を終わります。

日程第 12 「議案第 16 号」 令和 4 年度多良木町介護保険特別会計補正予算
(第 2 号)

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 12、議案第 16 号、令和 4 年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について説明を求めます。

新堀福祉課長。

○福祉課長（新堀英治君） それでは、議案第 16 号、令和 4 年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

令和 4 年度多良木町の介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,691 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 15 億 7,999 万 7,000 円とするものでございます。

内容につきましては、議会説明資料の方で説明させていただきます。

今回の補正の主な内容としましては、令和 3 年度介護保険低所得者保険料軽減事業費精算に伴う追加交付分を一般会計からの繰入金として計上し、補正予算の財源として繰越金を増額しております。

また令和 3 年度事業精算に伴います国県負担金等返納金及び一般会計繰出金を増額しております。

事業別明細の主なものについてご説明申し上げます。まず歳入でございます。款の 7、項の 1、目の 5、低所得者保険料軽減繰入金、節 2、過年度分 44 万円。令和 3 年度事業費精算に伴う追加でございます。

款の 8、項の 1、目の 1、繰越金 2,647 万 8,000 円。補正予算の財源として追加しております。補正後の予算可能額につきましては 1 億 770 万 2,000 円でございます。

続きまして歳出でございます。款の 1、項の 2、目の 1、賦課徴収費、節 18、負担金補助及び交付金、過誤納金返還金 12 万 3,000 円。こちらの補正につきましては、介護保険適用除外者に対する返還金が発生しましたので、予算を計上させていただいております。対象者は 1 名です。内訳としまして、保険料還付金相当額 11 万 4,910 円、還付加算金相当額 7,200 円でございます。

続きまして款の 5、項の 1、目の 1、第 1 号被保険者保険料還付金、節の 22、償還金利子及び割引料、過誤納還付金 54 万 9,000 円でございます。内訳としましては、先ほど申しました介護保険適用除外者に対する還付金分を追加しております。対象者は 3 名でございます。保険料還付金額につきましては 40 万 1,810 円。

また死亡及び修正申告に対する還付金分を追加しております。対象者は 8 名でございます。死亡による保険料還付金額 5 万 9,400 円、対象者は 6 名でございます。修正申告による保険料還付金額 8 万 7,120 円、対象者は 2 名でございます。

款の 5、項の 1、目の 2、償還金、節の 22、償還金利子及び割引料、国県補助金等返納金 1,707 万 9,000 円でございます。令和 3 年度分事業費精算に伴う追加でございます。

款の 5、項の 1、目の 3、第 1 号被保険者還付加算金、節 22、償還金利子及び割引料、還付加算金 8,000 円。こちらも介護保険適用除外者に対する還付加算金分を追加しております。対象者は 3 名でございます。還付加算金額 8,100 円でございます。

款の 5、項の 2、目の 1、一般会計繰出金 915 万 9,000 円。令和 3 年度事業費精算に伴う追加でございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いたします。

日程第 13 「議案第 17 号」 令和 4 年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第 1 号)

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 13、議案第 17 号、令和 4 年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について説明を求めます。

岡本住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（岡本雅博君） それでは、議案第 17 号につきましてご説明申し上げます。

令和 4 年度多良木町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正といたしまして第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 103 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 7,922 万 7,000 円とするものでございます。

内訳につきましては、議案説明資料で説明をさせていただきますので、そちらをお開きください。

主な内容といたしましては、歳出におきまして、超過勤務手当の増額、それから令和 3 年度分後期高齢者医療保険料等負担金の確定に伴う増額でございます。

事項別明細書の主なものでございますが、まず歳入でございます。款の 4、項の 1、目の 1、繰越金 103 万 3,000 円の増額でございます。歳出予算の財源として、今回予算化をさせていただくものでございます。

歳出でございますが、款の 1、項の 1、目の 1、一般管理費 42 万 2,000 円。超過勤務手当でございますけれども、年度末までの見込みで不足分を今回増額をさせていただきたいと思っております。

款の 2、項の 1、目の 1、後期高齢者医療広域連合納付金 61 万 1,000 円の増額でございます。令和 3 年度後期高齢者医療保険料等負担金の確定に伴う増額でございます。確定額につきましては 61 万 300 円でございます。

末尾に給与費明細書を添付しておりますので、どうぞよろしく願います。

以上で説明を終わります。

日程第 14 「議案第 18 号」 令和 3 年度多良木町上水道事業会計利益の処分及び
決算の認定について

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 14、議案第 18 号、令和 3 年度多良木町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定について説明を求めます。

林田建設課長。

○建設課長（林田裕一君） それでは、議案第 18 号、令和 3 年度多良木町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてご説明申し上げます。

1、地方公営企業法（以下「法」という。）第 32 条第 2 項の規定により、令和 3 年度多良木町上水道事業会計未処分利益剰余金 4,555 万 9,641 円のうち減債積立金取崩額 1,774 万 5,970 円を自己資本金に組入、当年度純利益 2,781 万 3,671 円を全額減債積立金に積立てるものとするものでございます。

2、法第 30 条第 4 項の規定により、令和 3 年度多良木町上水道事業会計決算を、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付するためでございます。

これから後につきましては、上水道事業決算書の方でご説明させていただきます。すいません、間違えました議案説明資料です申し訳ございません。

それでは、議案説明資料の方で説明させていただきます。まず 1、決算報告書としまして、

税込みとなりますが、(1) 収益的収入及び支出の収入になります。収入合計としましては1億8,233万6,581円となっております。前年度比としましては、マイナスの8.5%ほど減少しているということです。主な要因としましては、営業収益、主に給水収益の減少によるものでございます。

次に支出でございます。支出合計としましては1億5,114万1,301円でございます。前年度比としまして3.5%ほど減少しております。主な要因としましては、営業費用、総係費の減少によるものでございます。

次に(2) 資本的収入及び支出でございます。こちらも税込みでございますが、収入になります。収入合計が284万3,000円でございます。前年度比としまして86.9%ほど上昇しております。主な要因としましては、令和3年度におきまして、水道用地の取得を行っております。この用地取得に伴いまして、一般会計から補助金を167万円いただいておりますので、この分で上昇となっております。

次に支出でございます。支出合計が8,738万5,865円でございます。前年度比マイナスの2.9%でございますが、主な要因としましては、建設改良費の減少、それから起債償還額の減少に伴うものとなっております。

次に不足額及び補てんでございます。資本的収入合計額284万3,000円から、資本的支出合計額8,738万5,865円を差引きますと、8,454万2,865円が不足することになります。この不足分の補てん財源としまして、当年度損益勘定留保資金6,679万6,895円と減債積立金処分額としまして、積立金を取崩しております。その額が1,774万5,970円でございます。これらにおいて不足額を補てんしているところでございます。

次に2、損益計算書になります。こちらは税抜でございます。営業収益としましては1億5,101万9,294円でございます。それから営業費用としまして1億3,291万4,996円を差し引いた残りが1,810万4,298円として営業利益として残っております。

次に営業外収益でございますが、1,617万7,450円でございます。これから営業外費用646万8,077円を差し引いた残りが経常利益として970万9,373円でございます。営業利益と経常利益を合算しました額2,781万3,671円が当年度の純利益となっております。

次にその他未処分利益剰余金変動費としまして、こちらに減債積立金の取崩額1,774万5,970円を記載しております。

次に当年度純利益2,781万3,671円と、その他未処分利益剰余金変動費1,774万5,970円を合わせた額が当年度未処分利益剰余金としまして4,555万9,641円となっております。

次に3、剰余金計算書になります。こちらも税抜となっております。1行目でございますが、前年度における減債積立金及び未処分利益剰余金の処分前残高ということで記載しております。2行目から5行目につきましては、前年度における減債積立金及び未処分利益剰余金の処分額を表しております。6行目が、減債積立金及び未処分利益剰余金の処分後残高ということを表しております。7行目が、当年度における減債積立金及び未処分利益剰余金処分額としまして、8行目から12行目の縦合計ということで記載しております。

こちらちょっとどのようにご説明していかちょっとまだ難しかったものですから、ちょっと文章で書いておりますが、後ほどこの文章を見ていただいて、決算書と比較していただければと思っております。

次のページでございます。8行目から12行目につきましては、7行目の当年度変動額の内訳ということになっております。次に内訳の内容が、一般会計より水道用地購入費補助金を受けましたので、167万円を2列目に表記している次第です。

次に減債積立金を取崩しましたので、1,774万5,970円を表の3列目の方に記載しております。

それから当年度純利益と減債積立金取崩額を表の4列目に表記しております。資産合計を

6 列目に表記しておりまして、こちらにつきましては、表の横方向へ計算をしておる次第です。13 行目、6 行目と 7 行目の縦方向の合算額としまして、最終的に年度末資本金としましては 8 億 966 万 5,717 円となっております。

次に資本剰余金合計額が 167 万円となりました。

次に減債積立金としまして 1 億 7,041 万 6,986 円となっております。

次に未処分利益剰余金が 4,555 万 9,641 円となっております。最後に資本合計が 10 億 2,731 万 2,344 円となりました。

次に 4、貸借対照表についてです。こちらも税抜となっております。まず資産の部でございますが、1、固定資産としまして、固定資産合計が 12 億 8,674 万 9,565 円となっております。内訳がですね、有形固定資産が 12 億 8,603 万 2,565 円、無形固定資産が 71 万 7,000 円でございます。

次に 2、流動資産としまして、流動資産合計が 2 億 5,357 万 1,908 円でございます。最後に固定資産と流動資産を合わせた金額が 15 億 4,032 万 1,473 円となっております。

次に負債の部でございます。負債につきまして負債合計が 5 億 1,300 万 9,129 円でございます。対前年比で 7,799 万 6,585 円減少しているところでございます。

次に資本の部でございます。資本合計が 10 億 2,731 万 2,344 円となっております。令和 3 年度におきましては、先ほど来申し上げておりますとおり、水道用地購入のため、一般会計より 167 万円の補助金をいただいておりますので、それらを含んでおります。対前年度比としましては 2,948 万 3,671 円増加している次第でございます。

次に資産に対する資本の割合としましては 66.7%ということになっておりまして、前年度が 62.8%でしたので、4%程度上昇しているところでございます。

次に 5、キャッシュフロー計算書でございます。最初に、業務活動によるキャッシュフローは 9,696 万 7,856 円でございます。こちらは前年と比較しまして 310 万 8,554 円減少しております。次に投資活動によるキャッシュフローがマイナスの 5,072 万 5,853 円でございます。前年度と比較しますと 1,575 万 9,015 円減少しております。

次に財務活動によるキャッシュフローとしまして、マイナスの 4,734 万 5,165 円でございます。前年と比較しまして 99 万 8,305 円減少しております。資金増加額としましては、マイナスの 110 万 3,162 円減少しております。計算式としましては、業務活動キャッシュフロー費 9,696 万 7,856 円から投資活動によるキャッシュフロー 5,072 万 5,853 円と財務活動によるキャッシュフロー 4,734 万 5,165 円を差し引いた残りが資金増加額となりますが、資金の方は減少したということになります。資金期末残高としましては 2 億 4,423 万 1,462 円となりました。資金期末残高の減少要因としましては、投資活動による有形固定資産の取得に伴います支出の増加によるものとなっております。

次に 6、剰余金処分計算書（案）でございますが、こちら令和 3 年度の未処分利益剰余金が 4,555 万 9,641 円ございましたので、その内訳としましては減債積立金の取崩しが 1,774 万 5,970 円、当年度の純利益が 2,781 万 3,671 円でございます。

次に減債積立金取崩し額 1,774 万 5,970 円につきましては、資本的収益の財源補てんといいたしましたので、自己資本金に組入れる予定としております。当年度純利益 2,781 万 3,671 円につきましては、今後の経営安定化を図る観点から全額を減債積立金へ積立てる予定としております。

次に 8、工事費となります。(1) 建設工事等。町道正南通線におきます導水管につきましては、令和 3 年度工事をもちまして、全区間更新工事を完了しております。次に、栖山浄水場ろ過池ろ過材更生工事につきましては、栖山に三つのろ過池がございますが、そのうち令和 3 年度までに二つのろ過池の更生が完了しております。令和 4 年度におきましても、最後の一つを今後発注する予定としております。4 年度をもちまして全てのろ過池のろ過材を

更生を完了する予定としております。

次に表中合計欄におきまして、左側の合計欄金額につきましては、工事契約金額となっております、後ほど表を見ていただければ分かると思えますけれども、合計の金額欄は、表の一番右側になりますけれども、工事の合計金額にですね、量水器の交換費用や水道用地の取得費用を加算した額がこの工事費の表の1番右下の金額になるということを表しております。

次に(2)修繕工事等についてですが、修繕につきましては、年間を通じて漏水管の修繕を行っております。令和3年度におきましては、送水ポンプの修繕や監視システムの修繕など、多額の費用を要しておりますので、前年度より342万1,075円の増となり、821万6,381円を修繕等に費やしておる次第でございます。

次に9、業務です。年度末、3月末における給水戸数につきましては3,595戸となっております、前年度よりも32戸増加しております。給水人口につきましては8,869人と、前年度よりも4人減少した次第です。普及率につきましては84.7%、これを給水人口から、計画給水人口を割った数値になりますが、前年度よりも0.1%ほど減少しているということになります。

次に配水量についてですが、年間の配水量は85万4,339立方メートルでございました。前年度よりも5万4,014立方メートル減少した次第です。

次に給水量につきましては82万8,430立方メートルで、前年度よりも6,660立方メートル減少しております。令和2年7月豪雨による避難所、旧多良木高校跡地にあった球磨村の避難所でございますが、こちらの方が使用が廃止されたことなどが減少の要因の一つとあげられます。

次に期間有収水量としましては97%ということで、前年度よりも5.1%ほど上昇しております。この上昇から言えることは、町内の水道本管の漏水箇所が減少したということになります。

次に供給単価につきましては181.44円で、前年よりも0.62円上昇しております。給水原価につきましては150.94円で、前年度よりも5.24円減少しております。給水原価が減少した理由としましては、水道水を作り契約者へ送り届けるための費用の削減に取り組んだ結果減少したものであるということになります。供給単価が給水原価を上回っておりますことから、上水道事業につきましては健全経営ができていることとなっております。

次に10、会計でございます。(1)企業債。令和3年度の借入れはございませんでした。令和3年度の償還高としましては4,734万5,165円でございます、年度末における企業債の残高が1億8,445万9,046円となっております。

次に(2)事業収入状況でございますが、給水収益98.6%で、前年度よりも0.9%ほど上昇しております。

次に営業外収益、雑収益になりますが、未納額が199万9,920円ございまして、こちらにつきましては上水道の方で下水道の下水道料金の徴収委託を受けておりますが、その分153万7,920円と消火栓修繕に伴います一般会計からの負担金でございますが46万2,000円、こちらの金額がですね、令和4年3月31日までに上水道の方へお金が入っておりませんので、こちらにつきましては令和4年度の決算において計上させていただくということになります。

以上、水道事業決算について説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長(高橋裕子さん) ここで昼食のため暫時休憩いたします。午後は1時より開会いたします。

(午前11時48分休憩)

(午後01時00分開議)

日程第 15 「議案第 19 号」 令和 3 年度多良木町一般会計歳入歳出決算の認定
について

○議長（高橋裕子さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第 15、議案第 19 号、令和 3 年度多良木町一般会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。

仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） 議案第 19 号、令和 3 年度多良木町一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度多良木町一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

決算の内容につきましては、議案説明資料の方で説明いたしますので、そちらの方をお願いいたします。

令和 3 年度一般会計・特別会計 多良木町歳入歳出決算書を別冊として配付をさせていただいております。その中の一般会計の部分ですが、まず歳入で抜粋をしてこちらに表を載せております。

歳入合計のところになります。調定額 B で 89 億 5,207 万 4,885 円、収入済額 C が 88 億 8,256 万 9,589 円、不納欠損額 D が 98 万 2,915 円でございます。収入未済額が 6,852 万 2,381 円でございます。

次に歳出でございますが、同じように歳出合計のところを抜粋をいたしております。支出済額 B が 83 億 6,847 万 4,605 円です。翌年度繰越額 C が 4 億 3,269 万 5,472 円でございます。不用額が 1 億 6,074 万 6,923 円でございます。

一般会計の決算書の一番最後のところになるんですが、実質収支に関する調書につきましても抜粋して載せております。3 の歳入歳出差引額が 5 億 1,409 万 5,000 円でございます。4 の翌年度へ繰越すべき財源で (1) 番の継続費通次繰越額が 1,727 万 9,000 円、(2) の繰越明許費繰越額が 2,617 万 2,000 円、(3) の事故繰越繰越額が 291 万 9,000 円で、合計で 4,637 万円でございます。令和 3 年度の 5 番目、実質収支額ですが 4 億 6,772 万 5,000 円ということになっております。

一般会計につきましては、非常に分野も広く多岐に渡っておりますので、私の方からは、一般会計の決算の全体的なところを説明させていただきたいと思っております。

別冊で決算書資料というものを配付させていただいております。財政分析等ということで、地方財政状況調査、決算統計と言っておりますが、その要領に基づきまして作成をいたしております。この調査につきましては全国的に統一した視点で財政分析を行い、各自治体間の財政状況を比較できる調査となっております。この調査要領によりまして金額の科目の移動などを行っているために、決算書の各款との金額は一致しない部分がありますが、ご容赦をいただきたいと思います。

まず一番初めに歳入決算額の推移ということで、資料の方には令和元年度から令和 3 年度の 3 年度分、各決算額と伸び率、令和 3 年度につきましては対前年増減額を記載をいたしております。こちらの説明資料の方には令和 3 年度分を抜粋して載せております。一番右側の方に主な増減理由を載せているところでございます。

まず款 1 の町税でございます。決算額が 7 億 8,529 万 8,000 円でございます。対前年度と比較しまして 1,129 万円の減となっております。こちらにつきましては固定資産税の方が要因になっておりまして、評価替えによる土地、家屋の評価額の減少、それから新型コロナウイルス感染症の影響により中小企業者への固定資産税の減免が要因ということです。

次に 2 の地方譲与税です。決算額が 9,526 万 2,000 円でございます。

3の利子割交付金が43万3,000円、4配当割交付金が195万7,000円、5株式等譲渡所得割交付金が390万8,000円、6法人事業税交付金が839万6,000円、7地方消費税交付金が2億2,550万3,000円でございます。こちらの方は右側の方に一般分と社会保障財源分の内訳を記載しております。

8の環境性能割交付金が488万円、9地方特例交付金で1,553万1,000円です。こちらの方には、令和3年度は新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金の方が含まれております。

10の地方交付税です。33億9,118万4,000円でございます。2億474万6,000円の増となっております。こちらの方は普通交付税の方が2億7,797万3,000円の増となっております。臨時財政対策債の振替再算定によって増えているところでございます。また特別交付税につきましては、令和2年度は災害関係の方が多く入ってきておりましたので7,300万円ほどの減となっております。

11の交通安全対策特別交付金が88万円です。12分担金及び負担金が3,872万1,000円、13使用料及び手数料が9,590万4,000円です。14の国庫支出金が18億7,274万8,000円です。2億2,875万円の減となっております。令和2年度には特別定額給付金給付事業がございまして、その分が9億3,000万減となっております。また学校施設環境改善交付金事業で4億ほど増となっております。こちらは中学校の分になります。

15県支出金で8億4,428万4,000円でございます。1億285万8,000円の増となっております。令和2年災の農業用施設災害復旧費県補助金が8,700万ほど、また介護基盤緊急整備特別対策事業費県補助金が3,300万円ほど増となっております。

16財産収入です。1億2,649万1,000円で、9,181万6,000円の増となっております。立木売却収入の増でございます。

17寄附金1億3,107万8,000円、2,998万円の増でございます。ふるさと応援寄附金の増が要因でございます。

18繰入金3,365万4,000円、2,835万8,000円の減となっております。右側に記載のとおり、基金の取りくずしの減が要因でございます。

19繰越金4億5,433万2,000円、8,239万6,000円の増でございます。純繰越金は300万ほど増えております。また繰越事業充当財源分が1億2,100万ほど増となっております。

20諸収入7,762万6,000円、1,273万7,000円の増でございます。大久保畑総の返納金で960万ほど、森林研究・整備機構造林受託事業収入で590万ほどの増となっております。

21町債6億7,450万円です。1億384万4,000円の減となっております。緊急防災・減災事業債で2億7,700万ほどの減、臨時財政対策債で1億1,200万ほどの減、また過疎対策事業債では3億4,100万ほどの増となっております。合計は先ほど申した金額でございます。

2の歳出決算額の推移でございます。内容につきましては歳入と同様に記載をいたしておりまして、こちらの方も令和3年度分を抜粋して載せております。

款の1、議会費7,450万2,000円です。96万6,000円の減となっておりますが、人件費、消耗品費の減でございます。

2総務費13億6,365万1,000円で、7億1,719万6,000円の減でございます。特別定額給付金事業の減、庁舎空調・換気設備整備工事で1億2,900万ほどの増となっております。

3民生費23億736万4,000円です。2億4,182万6,000円の増でございます。子育て世帯への臨時特別給付金、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の増でございます。

4衛生費、7億331万5,000円です。316万5,000円の増となっておりますが、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業費は2,900万ほどの増、超過勤務手当が960万ほどの増、災害救助費につきましては2,480万ほどの減となっております。

6農林水産業費6億4,315万2,000円です。3,353万7,000円の増となっております。多

良木町農業経営高度化支援事業費補助が 4,120 万円、伐木造材搬出事業委託料が 2,820 万ほどの増となっております。

7 商工費 2 億 3,143 万 1,000 円、6,817 万円の増でございます。暮らし応援事業交付金、新型コロナウイルス感染症感染防止対策設備等導入事業補助で増となっております。

8 土木費 6 億 5,596 万 2,000 円、1 億 7,690 万円の増でございます。社会資本整備総合交付金道路事業費で 1 億 9,100 万円ほどの増、住宅建設費で 6,400 万円ほどの増となっております。

9 消防費 2 億 6,942 万 1,000 円です。3 億 159 万 8,000 円の減となっております。防災行政無線デジタル化整備事業費で 2 億 9,000 万ほどの減、指定避難所整備工事費では 1,500 万ほどの増となっております。

10 教育費 11 億 6,342 万 7,000 円、4 億 6,139 万 3,000 円の増でございます。中学校校舎改築事業費で 7 億 3,400 万ほどの増、公立学校情報機器整備事業用備品で 9,100 万ほどの減となっております。

11 災害復旧費 3 億 5,499 万 4,000 円、1 億 4,409 万 6,000 円の増でございます。公共土木施設災害復旧費で 1 億 400 万ほど、農業用施設災害復旧費で 7,900 万、林業用施設災害復旧費は 3,400 万の減となっております。

12 公債費 6 億 125 万 6,000 円、1,749 万 2,000 円の増でございます。元金が 2,260 万ほど増、利子は 500 万ほど減ということになっております。合計は一番最初に申したとおりでございます。

次に (2) 番目で節別合計を記載しております。こちらも令和 3 年度分を抜粋しております。節ごとに、右側の方に主な増減理由を書いておりますので、金額が多いものだけ説明をさせていただきたいと思っております。

節の 2 の給料で対前年度が 1,320 万 5,000 円ほど増で、これは新規採用職員によるものがございます。3 の職員手当等で、その他の手当で 890 万円ほどの増でございます。会計年度任用職員の期末手当、常勤職員の期末手当の増でございます。超過勤務手当で 743 万 7,000 円の増でございます。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業で 900 万円ほどの増、衆議院議員選挙で 400 万ほどの増となっております。

節 7 の報償費ですが、675 万 6,000 円減となっております。ふるさと納税謝礼が 900 万ほど減となっております。これは財団への補助へ切替えたために減となっております。あと新型コロナウイルスワクチン接種看護師等謝礼については 360 万ほどの増となっております。

次に 10 需用費の消耗品費で 3,300 万ほど減となっております。コロナあたりの臨時交付金事業の方で 2,500 万ほど減となっております。それから多良木小学校費で 460 万ほどの減となっております。光熱水費の方で 1,092 万 1,000 円増となっております。えびすの湯で 200 万ほど、庁舎維持管理費で 200 万ほど、学校給食費で 160 万ほどの増となっております。

次の修繕料ですが、1,997 万 2,000 円の減となっております。堆肥センター管理費で 470 万ほど、災害救助費で 350 万ほど、公共土木施設応急復旧費で 460 万ほどの減となっております。

次に 11 役務費で 1,284 万 6,000 円増となっております。こちらにつきましては、立木搬出の手数料で 830 万ほど、造林事業の保険料で 190 万ほど増となっております。

12 委託料で 9,040 万 6,000 円の減です。林業災害で 5,300 万ほど、設計委託とかになります。それから校内通信ネットワーク整備事業委託料で 2,600 万ほどの減となっております。

14 工事請負費で 7 億 4,337 万 4,000 円の増でございます。中学校校舎改築事業で 6 億 700 万ほどの増、庁舎空調・換気設備整備工事で 1 億 2,200 万の増となっております。

17 備品購入費で 1 億 2,548 万 2,000 円の減となっております。こちらにつきましても、コロナの臨時交付金事業で 1 億 4,800 万ほどの減となっております。

18 負担金補助及び交付金の負担金です。2,441万3,000円の減となっております。人吉球磨広域行政組合で2,100万円の減、水利施設等保全高度化事業第二多良木地区で2,100万ほどの減となっております。補助金で1億7,737万9,000円の増でございます。ふるさと応援寄附事業補助で9,600万ほどの増、大久保地区農業経営高度化支援事業補助で4,100万ほどの増となっております。交付金では6億6,866万9,000円の減です。特別定額給付金で9億3,000万ほどの減、子育て世帯への臨時特別給付金、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金で増という状況となっております。

19 の扶助費では2,072万2,000円の増となっております。介護・訓練等給付費で1,000万ほど、自立支援事業（更生医療）給付事業で800万ほど、障害児通所支援事業で700万ほどの増となっております。

21 の補償補てん及び賠償金で2,971万円の増でございます。町道口の坪覚井線移転補償で1,500万ほど、社会資本整備総合交付金道路事業で970万ほどの増となっております。

22 償還金利子及び割引料で1,763万1,000円の増でございます。地方債の元金で2,200万ほどの増、児童措置費国県補助金等返納金は500万ほどの減ということになっております。

24 の積立金ですが、5,714万6,000円の増でございます。公共施設整備基金に1億2,600万ほどの増、ふるさと納税で5,900万ほどの減、森林環境譲与税で900万ほどの減ということになっております。以上が、節別の合計の主な増減要因などでございます。

次に3番目に普通会計決算統計による財政分析資料ということで記載をいたしております。

(1) 番が標準財政規模で42億6,540万4,000円でございます。伸び率が6.6%で、普通交付税の増によるものでございます。

(2) 番が財政力指数で0.24、前年度と同じでございます。

(3) が実質収支比率が11.0%です。伸び率が32.5%で、歳入歳出差引額の増によるものでございます。

(4) の経常収支比率が82.5%でございます。伸び率が7.3%の減でございます。経常一般財源の増によるものということで、普通交付税の増が要因でございます。

(5) 番が実質公債費比率が7.8%です。伸び率が2.5%の減で、財政健全化判断比率報告のとおりでございます。

(6) は収入の状況です。1の歳入決算額の推移と重複しますが、こちらは5年分を資料として記載をいたしております。下の表につきましては、町税の内訳を掲載しているところでございます。

(7) 番で性質別経費の状況です。歳出の節を地方財政状況調査の性質別に区分して5年分を掲載しております。その中から令和3年度分を抜粋して記載をいたしております。

まず義務的経費につきましては、決算額が29億7,837万円でございます。構成比は35.6%、伸び率は9.6%でございます。その中の扶助費の伸び率が17.8%ということで、こちらは子育て世帯、住民税非課税世帯等への臨時特別給付金等が要因でございます。

投資的経費で18億5,113万円、構成比は22.1%です。伸び率は73.2%で、普通建設事業補助の方ですね、の伸び率が317.1%です。中学校校舎改築事業等になっております。

普通建設事業費の受託事業費の伸び率が178.3%。こちらは森林研究・整備機構分収造林受託事業が要因でございます。

災害復旧費の伸び率が63.8%。こちらは令和2年7月豪雨災害の分でございます。

その他の経費で35億3,897万5,000円でございます。構成比は42.3%です。伸び率は20.6%の減となっております。

物件費の伸び率が20%減少しております。これは新型コロナ臨時交付金事業などが主なものです。

維持補修費の伸び率は13.5%の減でございます。これは各種修繕料になります。

補助費等の伸び率が 34.8%の減です。特別定額給付金、暮らし応援事業交付金等が要因でございます。

(8) 番で地方債現在高の状況です。地方債の種類ごとに区分して掲載をしております。こちらには抜粋しまして、合計の欄を記載しております。

まず令和 2 年度末の現在高が 56 億 5,816 万 5,000 円です。令和 3 年度の発行額が 6 億 7,450 万円、令和 3 年度の元金の償還額が 5 億 8,123 万 3,000 円でございます、一番右側の差引現在高が 57 億 5,143 万 2,000 円となっているところでございます。

(9) 番には地方債借入先別及び利率別現在高の状況をつけております。借入先・利率ごとに掲載しておりまして、利率につきましては 0.5%以下が大半を占めているところでございます。米印で参考といたしまして、下水道事業に係るものを参考として掲載をいたしております。

最後に令和 3 年度決算における地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障 4 経費その他社会保障施策に要する経費という資料を付けておりまして、資料の表の方には各事業名を記載しておりまして、地方消費税交付金の中の社会保障財源化分、一般財源になりますけど、その対象事業への按分割当調査の資料を参考資料として付けております。

以上で私からの一般会計の全体的な状況の説明は以上になりますが、詳細につきましては、各常任委員会または担当課にご確認をいただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願ひいたします。

日程第 16 「議案第 20 号」 令和 3 年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定） 歳入歳出決算の認定について

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 16、議案第 20 号、令和 3 年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について説明を求めます。

岡本住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（岡本雅博君） 議案第 20 号、令和 3 年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

内訳につきましては議案説明資料を用いて説明をさせていただきますので、そちらをお開きください。

令和 3 年度末の国民健康保険加入世帯数につきましては 1,429 世帯、前年度より 70 世帯の減少となっております。また加入被保険者数につきましては 2,327 人、前年度より 171 人の減少となっております。

歳入の合計につきましては 14 億 3,985 万 1,109 円でございます、前年度と比較いたしますと 9,446 万 1,365 円の増額となっております。また歳出総額につきましては 13 億 6,105 万 2,525 円でございます。前年度と比較いたしますと 1 億 513 万 9,703 円の増額となっております。歳入歳出差引額につきましては 7,879 万 8,584 円となっております、これが令和 4 年度への繰越となります。

内容につきまして金額の主なものだけ説明をさせていただきたいと思っております。

まず歳入でございますが、款の 1、項の 1、目の 1、一般被保険者国民健康保険税でございますが、収入済額が 2 億 2,995 万 5,514 円、前年度よりも 5.6%の減少となっております。収納率でございますが、現年課税分につきましては 97.0%、前年度より 0.72%の増となっております。滞納繰越分につきましては 9.4%、前年度よりも 3.1%の減少となっております。

す。また不納欠損額がございまして、93万6,400円。これは地方税法第15条の7による不納欠損処分がございまして、対象者が11名でございまして、11名の内訳を申し上げますと、生活困窮が6名、財産なしが4名、居所不明が1名となっております。

次に款の3、項の1、目の1、保険給付費等交付金でございまして、収入済額が10億2,624万8,529円、前年度よりも1億1,288万5,838円の増額となっております。これは保険給付費の増に伴うものでございまして。

款の6、項の1、目の1、一般会計繰入金、収入済額が9,170万8,612円、前年度よりも275万3,951円の増となっております。保険基盤安定繰入金におきましては、保険税減税分・保険者支援分の対象者が1,491人、出産育児一時金につきましては、令和3年度が8人、前年度よりも7人多くなっております。その他指定寄附がございましたので、その分が230万円でございました。

款の7、項の1、目の1、その他繰越金、収入済額が8,947万6,922円、前年度よりも392万8,413円の減となっております。

次に歳出を申し上げます。款の1、項の1、目の1、一般管理費、支出済額が645万7,571円、前年度とほぼ同額となっております。

次に款の2、項の1、目の1、一般被保険者療養給付費です。支出済額が8億5,773万94円、前年度よりも9,380万1,637円の増額となっております。これは被保険者が病院を受診された時の町の負担分というふうになっております。

次に款の2、項の2、目の1、一般被保険者高額療養費でございまして、支出済額1億3,062万6,007円、前年度よりも1,654万9,420円の増額でございまして、医療費の限度額を超えた町の負担分がこれに該当いたします。

次に款の3、国民健康保険事業費納付金でございまして、支出済額が3億2,239万680円、前年度よりも926万6,309円の減となっております。

次に款の6、保健事業費でございまして、支出済額が2,793万2,012円、前年度よりも123万1,967円の増額となっております。これは会計年度任用職員、それから特定健診、人間ドック等に係る経費でございまして、特定健診の受診率につきましては、速報値で60.3%となっております。国が示しております目標につきましては60%ということでございまして、目標には一応達成しているというような状況でございまして。

次に款の7、基金積立金でございまして、支出済額が230万2,000円でございまして、前年度よりも184万9,000円の増となっております。基金利子相当分が2,000円、それから歳入でありました指定寄附金、これが230万ございましたので、この分を積立てております。積立後の基金残高につきましては1億7,797万9,000円でございまして。

款の8、諸支出金でございまして、支出済額が274万1,300円でございまして、前年度と比較いたしまして232万6,200円の減となっております。保険税の還付、直営診療施設勘定繰出金等に関する支出でございまして、保険税の還付につきましては24件、それから直営診療施設勘定繰出につきましては120万5,000円でございまして、267万8,000円の減となっております。この内訳でございまして、医師等の確保支援事業が100万円、それから救急患者受入体制支援事業といたしまして20万5,000円でございまして。

以上で説明を終わらせていただきます。

日程第17 「議案第21号」 令和3年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定） 歳入歳出決算の認定について

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第17、議案第21号、令和3年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算の認定について説明を求めます。

岡本住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（岡本雅博君） 議案第 21 号でございます。令和 3 年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算の認定につきましてご説明申し上げます。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

説明につきましては議案説明資料を用いて説明させていただきますので、そちらをお開きください。

主な内容のところでございますが、槻木診療所運営費でございます。歳入総額が 833 万 6,800 円、前年度よりも 147 万 4,400 円の減となっております。歳出総額につきましても 832 万 5,000 円でございます。前年度より 147 万 9,400 円の減額でございます。歳入歳出差引額につきましては 1 万 1,800 円となっております。

現在の診療日につきましては、毎週火曜日の午後來ていただいております。診療日数が令和 3 年度においては 47 日、受診者数につきましては延べ 288 人でございました。一日あたりに換算いたしますと約 6 人ということになっております。

事項別明細書の主なものでございますが、まず歳入でございます。款の 1、項の 1、目の 1、へき地診療所運営費県補助金でございます。収入済額が 546 万 5,000 円でございます。前年度よりも 232 万 5,000 円の増額となっております。県のへき地診療所運営費県補助金算定基礎額の変更に伴う増となっております。中の表を見ていただきますと変更前、変更後と比較しておりますが、基礎額が変更前においては 289 万 7,000 円、これが 620 万円になったものでございます。

次に款の 2、項の 1、目の 1、一般会計繰入金です。収入済額が 286 万 5,000 円、前年度よりも 380 万 6,000 円の減となっております。これは県補助金が増えたことに伴う減ということでございます。

最後に歳出でございますが、款の 1、項の 1、目の 1、一般管理費で支出済額が 832 万 5,000 円でございます。前年度よりも 147 万 9,400 円の減となっております。槻木診療所運営委託料及び令和 2 年度県補助金精算に伴う返納金ということでございますが、槻木診療所運営委託料が前年度より 150 万円減となっていることでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

日程第 18 「議案第 22 号」 令和 3 年度久米財産区特別会計歳入歳出決算の認定 について

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 18、議案第 22 号、令和 3 年度久米財産区特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。

水田農林整備課長。

○農林整備課長（水田寛明君） 議案第 22 号、令和 3 年度久米財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明をいたします。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度久米財産区特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

中身につきましては議案説明資料の方でさせていただきたいと思っております。

まず歳入歳出決算書の方ですが、歳入の総計といたしまして歳入合計が予算現額 1,650 万 3,000 円、調定額 1,658 万 8,963 円、収入済額同額となっております。令和 2 年度収入済額が 1,209 万 5,800 円であり、前年度と比べまして 449 万 3,163 円の増額となっております。主要要因といたしましてウッドショックによる原木価格の高騰、出材量の増加等が主要要因

となっております。

歳出の合計につきましては、予算現額 1,650 万 3,000 円、支出済額 1,400 万 7,671 円。令和 2 年度支出済額が 985 万 5,839 円であり、前年度と比べまして 415 万 1,832 円の増額となっております。主な要因といたしまして作業道の修繕、利用間伐等による出材量の増加等が要因となっております。歳入歳出差引残額といたしまして、令和 2 年度が 223 万 9,961 円、令和 3 年度につきましては 258 万 1,292 円、前年度と比べまして 34 万 1,331 円の増となっております。

続きまして事項別明細書の主なものということで説明をさせていただきます。まず歳入といたしまして、款 1、項 2、目 1、不動産売払収入、節 1、その他不動産売払収入、収入済額 1,080 万 9,491 円となっております。こちらにつきましては間伐搬出事業、成尾地区の方を 7 ヘクタールやっておりますけれども、そちらの原木等の売払い収入となっております。

続きまして款 2、項 1、目 1、財産区基金繰入金、節 1、基金繰入金、収入済額がゼロとなっております。当初予算の方では上げておりましたが、久米財産区の積立基金から繰入金がありますが、不動産売払収入等の増額によりまして基金繰入が不要となったため繰入の方をしておりません。

続きまして款 2、項 2、目 1、一般会計繰入金、節 1、一般会計繰入金、収入済額ゼロとなっております。こちらにつきましては、久米財産区が事業主体となり間伐等森林整備促進対策事業の補助金申請ができないため、多良木町が代理申請を行い、補助金を一般会計から久米財産区特別会計へ繰入する予定でしたが、森林環境保全整備事業へ事業の変更を行いましたので、今度は久米財産区で直接補助金の申請ができるようになったということでこちらのほうでは収入、繰入の方をゼロとしております。

続きまして款 3、項 1、目 1、繰越金、節 1、繰越金、収入済額 223 万 9,961 円。こちらは前年度繰越金となっております。

続きまして款 5、項 1、目 1、農林水産業費県補助金、節 1、林業費県補助金、収入済額 349 万 2,480 円。こちらにつきましては、当初予算では計上しておりませんでしたけれども、間伐の補助事業を変更したため、町経由での補助金申請ではなく、財産区で直接補助金の申請ができるようになりまして、森林環境保全整備事業となったものですから、こちらの方で収入を入れております。

続きまして歳出になります。款 1、項 1、目 1、管理会総務費、支出済額 106 万 8,963 円。こちらにつきましては久米財産区管理会運営費となります。前年度と比べまして 27 万 6,055 円の減額となっておりますけれども、こちらが任期中に 1 回、先進地研修の方を行っていましたが、令和 3 年度におきましては、この研修を行わなかったため前年度よりも少ないという形となっております。その中の節 1、報酬、支出済額 99 万 4,000 円。こちらの方は管理会の委員さんへの報酬となっております。

続きまして款 2、項 1、目 1、財産造成管理費になります。支出済額が 1,000 万 4,708 円となっております。久米財産区有林の造林事業関係の経費となっております。前年度と比べまして 271 万 7,887 円の増額となっております。内訳としまして作業道の修繕、利用間伐による出材量の増加が主な要因となっております。

節 10、需用費、修繕料、支出済額が 177 万 4,500 円。作業道宮床線路面洗掘等の修繕の方を行っております。

節 11、役務費、支出済額 164 万 2,953 円。間伐搬出事業の原木販売に伴う原木市場、または多良木町森林組合への販売手数料等となっております。こちらが 127 万 1,163 円。それと森林保険の掛金といたしまして 30.32 ヘクタール分、37 万 1,790 円となっております。

続きまして節 12、委託料、支出済額が 647 万 3,006 円となっております。こちら伐出費、土場から市場等までの運搬経費になりますけれども、それが 107 万 1,746 円。それと森林環

境保全整備事業、伐採から土場集材までの経費となります。こちらが 513 万 6,928 円となります。それと森林監視等委託ということで 2 人分で 26 万 4,332 円の支出を行っております。

節 18、負担金補助及び交付金、負担金としまして 7 万 775 円。森林認証管理審査負担金として、審査経費を多良木町、久米財産区、多良木町森林組合の管理面積割で支出しております。久米財産区の負担割合といたしまして 11.56%、金額にしまして 6 万 2,775 円となっております。

続きまして款 2、項 2、目 1、森林研究・整備機構分収造林受託事業費になります。こちらの方は支出がゼロとなっております。分収造林自体の事業をですね、実績がなかったため、支出はありませんでした。

款 3、項 1、目 1、積立金 293 万 4,000 円。久米財産区基金積立金となります。

実績収支に関する調書になりますが、歳入総額 1,658 万 8,963 円。歳出総額 1,400 万 7,671 円。歳入歳出差引額 258 万 1,292 円。4、翌年度へ繰越すべき財源 0 円。5、実質収支額といたしまして 258 万 1,292 円。繰越金となっております。

最後に久米財産区基金残高になりますけれども、令和 2 年度末におきまして 2,465 万 5,152 円。令和 3 年度末におきまして 2,758 万 9,152 円。差引の 293 万 4,000 円の増額となっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（高橋裕子さん） ここで暫時休憩いたします。

（午後 1 時 55 分休憩）

（午後 2 時 03 分開議）

日程第 19 「議案第 23 号」 令和 3 年度多良木町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（高橋裕子さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第 19、議案第 23 号、令和 3 年度多良木町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。

林田建設課長。

○建設課長（林田裕一君） それでは、議案第 23 号、令和 3 年度多良木町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度多良木町下水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

これより先は、議案説明資料にて説明させていただきます。

令和 3 年度の多良木町下水道事業会計の決算につきましては、歳入総額 3 億 1,462 万 1,000 円でございます。歳出総額が 2 億 9,096 万 3,000 円でございます。翌年度へ繰越す額としましては 2,365 万 8,000 円となっております。決算書の総括としまして歳入でございますが、全体の収入済額としましては 3 億 1,462 万 1,358 円で、前年度、令和 2 年度の収入済額と比較しまして 1 万 8,717 円増となっているところです。主な要因としましては使用料収入及び一般会計繰入金が増加、それから起債の借入れの減少による、増減によるもので 1 万 8,717 円増えたということとなっております。

歳出につきましては、歳出済額 2 億 9,096 万 3,370 円で、対前年度比、令和 2 年度と比較しまして 891 万 457 円減となっております。主な要因としましては、令和 3 年度に予定しておりました流域下水道の整備事業、これの負担金の方がですね、国の補正予算がついたということで、令和 2 年度において前倒し実施されております。これに伴いまして令和 3 年度の

町村負担金が不要となったことによる減少となっております。

次に事項別明細の主なものについてご説明いたします。まず歳入からです。款 1、項 1、目 1、事業費分担金、節 1 の現年度分ですが、下水道の受益者負担金としまして 114 万 4,000 円受入れております。収納率 100%となっております。同じく款、項、目、節の 2、滞納繰越分で 7 万 8,580 円の収納となっております。収納率 18.3%で、対前年比で 12.6%の減となっております。

次に款 2、項 1、目 1 使用料、節 1、現年度分で 1 億 1,925 万 9,780 円となっております。収納率は 99.4%であり、前年よりも 0.6%増となっております。同じく款、項、目、節の 2、滞納繰越分で 289 万 40 円の収納でございますが、滞納繰越分についての収納率が 51%で、対前年比としましては 23.3%の増となっております。増となった要因としましては、上水道料金とのあわせてですね、収納対策強化に取り組んだ実績となっております。

次に款の 2、項の 2、目 1、下水道手数料、節 1、事務手数料で 6 万円の収入です。こちらにつきましては、排水設備指定工事店の指定更新手数料としまして、一社当たり 1 万円の手数料をいただいております。昨年度は 6 社の更新がございました。

次に款 4、項 1、目 1、繰入金、節 1、下水道事業繰入金で 1 億 7,127 万 4,000 円を一般会計より繰入れております。こちらの繰入金は主に職員の人件費や起債の償還に充当しております。

次に款 6、項 2、目 1、雑入、節 1、雑入で 1,203 円でございますが、令和 3 年度におきまして会計年度任用職員を雇用しましたので、その雇用保険料個人負担金となっております。

歳入の最後ですが款 7、項 1、目 1、下水道債、節 2、公営企業会計適用債で 500 万円です。令和 2 年度より取り組んでおります地方公益企業法適用の支援業務委託の財源として、令和 3 年度においても 500 万円の借入れを行っております。

次に歳出です。款 1、項 1、目 1、下水道整備費、節 10、需要費 212 万 908 円のうち、備考欄記載の修繕料 194 万 1,830 円ですが、道路改良等に伴いますマンホール蓋等の補修、そのほかにも汚水桝の移設などを行っているところです。

次に款 2、項 1、目 1、一般管理費、節 1、報酬で 39 万 5,883 円でございますが、こちらにつきましては職員の産休に伴いまして、令和 4 年 1 月から 3 月の期間において会計年度任用職員を雇用いたしております。

次に款 2、項 1、目 1、一般管理費で節の 7、報償費です。10 万 4,000 円。こちらはですね、下水道受益者分担金を一括納付していただきますと、その 1 割分 1 万 3,000 円を報奨金として受益者に払っておりますので、1 万 3,000 円掛けるの 8 件分となっております。

続きまして同じく款、項、目で節の 18、負担金補助及び交付金 203 万 4,520 円のうち、備考欄記載の補助金でございますが 178 万 9,000 円。こちらにつきましては排水設備促進助成金としまして、3 ヶ年の期間限定の助成事業を実施しておりましたので、その助成金として 16 件分を支払いを行っております。令和 3 年度末におきます下水道接続率としましては 81.4%でありまして、前年度末は 79%でありましたので、若干伸びているところでございます。

同じく款、項、目で節の 24、積立金 4,000 円でございます。こちらは下水道事業基金を積立金でございますが、この 4,000 円を積立てた後の基金残高としましては 1 億 8,710 万 5,000 円となっております。

次に款 2、項 2、目 1、公共下水道維持管理費、節の 10、需用費、備考欄記載の修繕料になります。修繕料が 241 万 2,650 円でしたが、こちらの修繕料につきましては、主にマンホールポンプの各種電気基盤装置、そのほかポンプ等の修繕を行っております。次に同じく、項、目、節の 12、委託料 535 万 80 円の支出を行っておりますが、そのうち備考欄記載の下水道使用料徴収委託料 153 万 7,920 円でございますが、上水道の方でも述べましたが、下水

道使用料の徴収を上水道事業へ委託しておりますので、その徴収委託料としまして1件当たり64円、年間の件数が2万4,030件ということで、こちらの方を上水道事業へお支払いしている次第でございます。

次に款3、項1、目1、元金、節22、償還金利子及び割引料1億4,109万2,317円の支出です。こちらは起債の元金償還分となっております。

次に同じ款、項で目の2、利子、節22、償還金利子及び割引料2,282万8,947円でございますが、こちらにつきましては過年度の起債償還金の利子分となっております。

最後に実質収支に関する調書としまして1、歳入総額3億1,462万1,000円。2、歳出総額2億9,096万3,000円。歳入歳出差引総額が2,365万8,000円でございます。翌年度へ繰越すべき財源はございません。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

日程第20 「議案第24号」 令和3年度多良木町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第20、議案第24号、令和3年度多良木町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。

新堀福祉課長。

○福祉課長（新堀英治君） それでは、議案第24号、令和3年度多良木町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度多良木町介護保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

詳細につきましては、議案説明資料で説明させていただきます。

主な内容についてご説明申し上げます。まずは介護保険の状況ですけれども、介護保険第1号被保険者数、年度末現在3,894名、前年度比15名の減でございます。要介護等認定者数、年度末現在748名、内訳としまして要支援1、30名、要支援2、124名、要介護1、132名、要介護2、157名、要介護3、125名、要介護4、106名、要介護5、74名でございます。認定率は19%となっております。

収支の状況でございますが、収入済額16億6,557万4,921円。前年度比5,881万4,857円の増。支出済額15億3,139万3,844円。前年度比3,032万5,879円の増でございます。増の主な要因としましては、保険給付費の増でございます。

次に事項別明細書の主なものについてご説明申し上げます。まずは歳入でございます。款1、項1、目1、第1号被保険者保険料、収入済額2億7,442万8,432円。前年度比68万6,465円の増でございます。収納率、節1、現年度分特別徴収保険料100%。節2、現年度分普通徴収保険料92.3%。節3、滞納繰越分普通徴収保険料15.7%でございます。不能欠損額につきましては46万6,440円。5名分で、内訳としまして所在不明者1名、生活困窮4名でございます。

次に款の3、項の1、国庫負担金、収入済額2億5,800万3,028円。収入済額のうち次年度返還予定額が537万6,793円。款の3、項の2、国庫補助金、収入済額1億6,786万1,275円。収入済額のうち次年度返還予定額は43万1,635円となっております。内訳につきましては、資料のとおりとなっております。

次に款の4、項の1、支払基金交付金、収入済額3億9,856万4,771円。収入済額のうち次年度返還予定額が616万6,819円。

款の5、項の1、県負担金、収入済額2億979万9,618円。収入済額のうち次年度返還予定額は485万967円でございます。

款の 5、項の 2、県補助金、収入済額 1,252 万 1,437 円。収入済額のうち次年度返還予定額が 25 万 3,576 円でございます。

款の 7、項の 1、一般会計繰入金、収入済額 2 億 3,841 万 1,000 円。収入済額のうち次年度返還予定額は 915 万 8,003 円となっております。次年度返還予定額の総額につきましては 2,623 万 7,790 円となっております。

款の 8、項の 1、繰越金、収入済額 1 億 569 万 2,099 円。前年度比 264 万 3,585 円の増でございます。

続きまして、歳出について説明させていただきます。款の 1、総務費、支出済額 1,962 万 8,703 円。前年度比 150 万 3,380 円の増です。増の主な要因としましては、項の 3、目の 1、認定調査等費、節 11、役務費のうち手数料、主治医意見書作成手数料の増でございます。

款の 2、保険給付費、支出済額 14 億 792 万 9,054 円。前年度比 3,400 万 7,679 円の増でございます。支出の状況で前年度比の差が大きかったものとしまして、項の 1、目の 1、介護サービス等諸費、節 18、負担金補助及び交付金のうち介護サービス給付費、支出済額 12 億 6,400 万 1,158 円。前年度比 3,919 万 1,777 円の増でございます。増の主な要因としましては、地域密着型介護サービスに対する給付件数の増でございます。

項の 2、目の 1、介護予防サービス等諸費、節 18、負担金補助及び交付金のうち介護予防サービス給付費、支出済額 4,351 万 6,106 円。前年度比 324 万 3,164 円の増です。増の主な要因としましては、通所、訪問等に係る介護予防サービスに対する給付件数の増、介護予防サービス計画に対する給付件数の増となっております。

項の 3、目の 1、高額介護サービス等費、節 18、負担金補助及び交付金のうち高額介護サービス費、支出済額 3,475 万 1,688 円。前年度比 161 万 7,461 円の増。主な要因としましては、給付件数の増となっております。

項の 6、目の 1、特定入所者介護サービス等費、節 18、負担金補助及び交付金のうち特定入所者介護サービス費、支出済額 5,752 万 4,803 円。前年度比 855 万 850 円の減となっております。減の主な要因としましては、給付件数の減でございます。

款の 3、地域支援事業費、支出済額 7,582 万 116 円。前年度比 662 万 8,673 円の増でございます。支出の状況で前年度比の差が大きかったものとしまして、項の 1、目の 1、介護予防・生活支援サービス事業費、節 18、負担金補助及び交付金のうち第 1 号通所事業負担金、支出済額 1,617 万 1,360 円。前年度比 194 万 4,174 円の減でございます。減の主な要因としましては、介護予防介護相当サービスに対する国民健康保険団体連合審査件数の減でございます。

項の 3、目の 1、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費、節 12、委託料、上球磨地域包括支援センター運営委託料でございます。支出済額 1,408 万 1,942 円。前年度比 344 万 1,743 円の増。増の主な要因としましては、支援センターの職員の補充による人件費の増でございます。

項の 3、目の 2、任意事業費、節 19、扶助費のうちグループホーム入所者家賃等助成事業、支出済額 981 万 8,500 円。前年度比 196 万 3,500 円の増でございます。増の主な要因としまして、新たに整備された施設がサービスを開始したことによる増でございます。

項の 3、目 4、生活支援体制整備事業費、節 12、委託料、生活支援体制整備事業委託料、多良木町社会福祉協議会への委託分となります。支出済額 770 万 3,000 円。前年度比 247 万 1,000 円の増。増の主な要因としましては、生活支援コーディネーター 1 名体制から 2 名体制になったことによる人件費の増でございます。

款の 1、項の 1、目の 1、介護保険給付基金積立金、支出済額 3,000 円。基金残高が 4,660 万 3,000 円でございます。

次に款の 5、諸支出金、支出済額 2,801 万 2,971 円。主な支出でございますが、項の 1、

目の2、償還金、節22、償還金利子及び割引料、国県補助金等返納金1,510万3,407円でございます。

項の2、目の1、一般会計繰出金、支出済額1,270万8,564円でございます。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額16億6,557万5,000円。歳出総額15億3,139万4,000円。歳入歳出差引額1億3,418万1,000円。実質収支額同額でございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく申し上げます。

日程第21 「議案第25号」 令和3年度多良木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第21、議案第25号、令和3年度多良木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。

岡本住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（岡本雅博君） それでは議案第25号、令和3年度多良木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につきましてご説明を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度多良木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

この後は議案説明資料を用いて説明をさせていただきます。

主な内容のところからでございますが、令和3年度末の後期高齢者被保険者数につきましては2,099人、前年度より23人の増となっております。

歳入総額でございますが1億5,569万1,310円。前年度より109万944円の増額となっております。歳出総額でございますが1億5,443万5,950円で、前年度より89万7,844円の増額です。歳入歳出差引額につきましては125万5,360円でございます。この分が次年度への繰越となります。

事項別明細書の主なものを申し上げます。まず歳入でございますが、款の1、項の1、目の1、後期高齢者医療保険料、収入済額が9,633万6,260円で、前年度よりも1%の増となっております。収納率につきましては、現年課税分が100.27%、前年度より0.35%の増です。滞納繰越分につきましては59.32%、前年度より21.97%の増となっております。

次に款の3、項の1、目の1、事務費繰入金でございます。収入済額175万4,572円。前年度よりも96万5,428円の減でございます。

次に款の3、項の1、目の2、保険基盤安定繰入金でございます。収入済額が5,057万22円。前年度とほぼ同額というふうになっております。これは保険料軽減等に対する繰入金でございます。県の負担が4分の3、町の負担が4分の1というふうになっております。

次に款の5、項の4、目の1、後期高齢者医療連合受託事業収入でございます。収入済額が582万9,156円。前年度よりも22万7,827円の増です。これは特定健診等の収入にあたります。

次に歳出でございます。款の1、総務費、支出済額が177万2,882円でございます。前年度とほぼ同額となっております。

次に款の2、項の1、目の1、後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、支出済額が1億4,673万5,122円で、前年度よりも76万7,515円の増額でございます。76万7,515円の増でございます。内訳といたしましては、被保険者保険料負担金が9,616万5,100円。保険基盤安定負担金が5,057万22円でございます。

最後に款の3、項の1、目の1、健康診査費でございます。支出済額が564万3,531円。前年度よりも24万5,254円の増となっております。特定健診等に関する支出でございます。特定健診の受診率が30.33%。前年度よりも1.11%の増。歯科口腔健診受診率が5.97%で、

前年度よりも 2.47%の増。いずれも微増という形になっております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋裕子さん） 以上で、日程第 6、議案第 10 号から日程第 21、議案第 25 号までの説明が終わりました。

以上の議案については、9 月 12 日に審議・採決を行います。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

(午後 2 時 34 分散会)